

○大府市資源再利用推進報償金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、資源循環型社会の形成に向け、ごみの減量及び資源の有効利用に関する市民の意識高揚を図るために交付する報償金について必要な事項を定める。

(交付対象)

第2条 この要綱に定める報償金は、市民で構成される営利を目的としない団体で、あらかじめ市の承認を得たもの（以下「市民の団体」という。）に交付する。

(報償金の額)

第3条 市民の団体が、資源の集団回収事業を実施し、回収品目を市が指定する資源回収業者に引き渡したときは、次の交付単価により報償金を交付する。

- | | |
|------------|---------------|
| (1) 古紙・繊維類 | 1 kgにつき 4 円 |
| (2) くず鉄類 | 1 kgにつき 6 円 |
| (3) 空き缶類 | 1 kgにつき 6 円 |
| (4) アルミ類 | 1 kgにつき 6 円 |
| (5) ビン類 | 1 本につき 4 円 |
| (6) カレット | 1 箱につき 5 0 円 |
| (7) ペットボトル | 1 kgにつき 2 0 円 |
| (8) スプレー缶類 | 1 kgにつき 4 円 |

2 報償金の額は、それぞれの回収品目の重量（1 k g 未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた重量）及び数量に、前項の単価を乗じて得た金額の合計額とする。

(報償金の交付時期)

第4条 報償金の交付は、原則として、次の各号に掲げる資源の回収時期に応じ、当該各号に定める日に行うものとする。

- | | |
|------------------|--------|
| (1) 3月1日から8月末日まで | 10月30日 |
| (2) 9月1日から2月末日まで | 5月25日 |

(報償金の返還)

第5条 市長は、虚偽の報告その他不正な手段により報償金の交付を受けた団体があったときは、報償金の全部又は一部について返還を命ずることができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条の規定は、平成6年4月1日以降に請求書の提出期限の到来する報償金について適用し、同日前に請求書の提出期限の到来する報償金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第3条の規定は、平成12年3月1日以降に資源回収された報償金について適用し、同日前に資源回収された報償金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成15年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年2月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第3条の規定は、この要綱の施行の日以後に回収された資源に係る報償金について適用し、同日前に回収された資源に係る報償金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。